

川消予発 第 4 号
平成30年 5月14日

川口市監査委員 小川 春海 様
同 星野 隆男 様
同 関 裕通 様
同 石橋 俊伸 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果に対する措置について

平成30年3月27日執行の消防局・南消防署・北消防署定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項

手数料について（消防局）

危険物製造所等検査手数料において、申請書と異なる検査済証が交付されていたので、川口市消防事務決裁規程に基づき執行されたい。

講じた措置の内容

タンク検査済証の交付に伴う完成検査前審査書を作成する際、検査項目ごとに様式を分け、非該当となる項目にはあらかじめ斜線を記すことにより、二重にチェックできるよう様式を変更し改善を図りました。

